

# 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う 食材料費の取扱いについて

# 1. 認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。  
なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

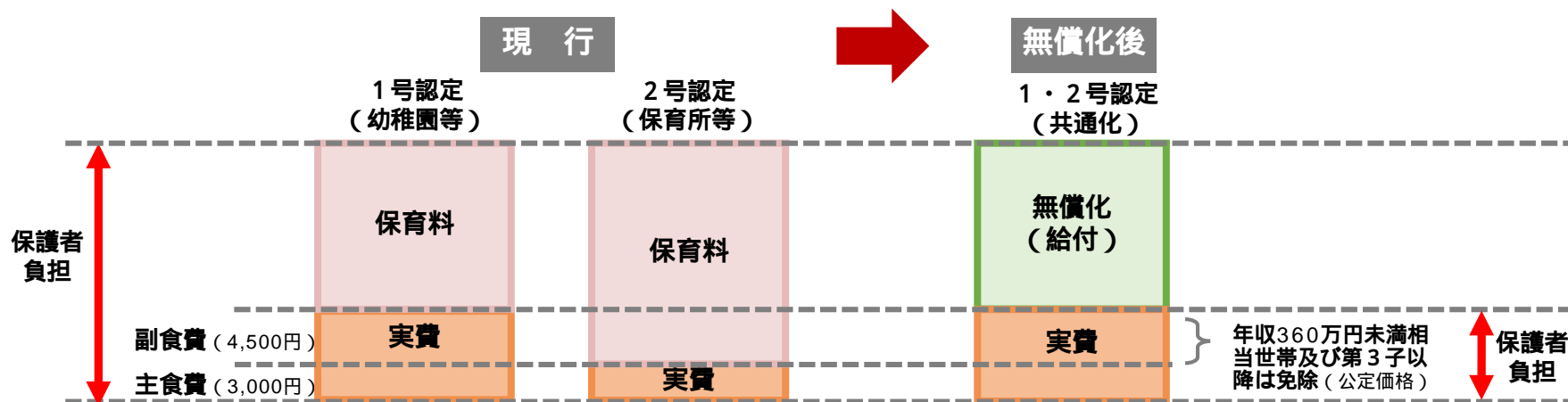
## (1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収（現在の主食費と同様）とする。

第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。

第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



<参考> 現行の子ども・子育て支援新制度における食材料費の取扱い（概要）

➤ 認定保護者の自己負担の方法

保育料 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。

実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。

- 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
- 事前の明示、同意



➤ 低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

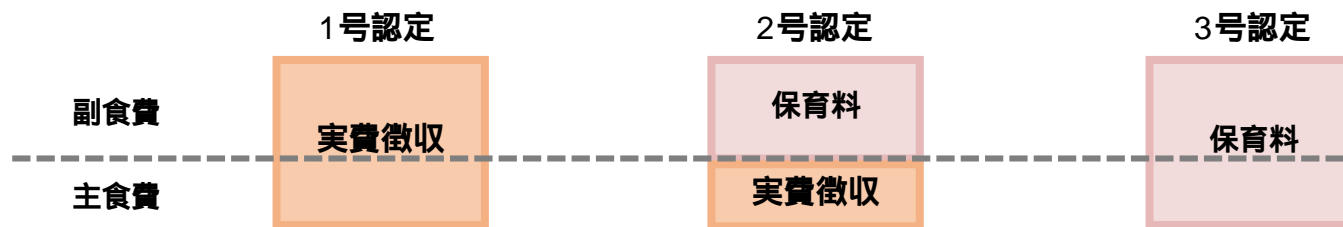
保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。

実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

➤ 認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き保護者の自己負担が原則。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、認定区分により負担方法が異なっている。



- 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- 3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

## (2) 副食費の取扱いの変更に関する詳細について

これまでの子ども・子育て会議や関係者との意見交換の中で示された主な懸念事項

極端に高額な実費や、過度に廉価な実費を徴収する事案をどう考えるか。  
保護者から、徴収額の根拠の説明とともに、額の引下げを求められ、食事の質を確保できなくなるのではないか。  
アレルギー食など配慮が必要な食事の材料費負担は、どうすればよいのか。  
土曜日や欠席したときなど、給食を食べなかった日があった場合の食材料費負担は、どうすればよいのか。  
食材料費を滞納する者に対して、施設の運営にも影響が出るが、どのように対応するか。  
保護者や施設への丁寧な周知・説明が必要。

### ①各施設による副食費の徴収額等の考え方

#### 【基本的な考え方】

これまで保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者から徴収可能な費目に位置付けるとともに、事前に保護者に説明し同意を得ることとする（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項を改正予定）。

各施設で設定する徴収額は、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなる。

第2号認定子どもについての副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、各施設で徴収する副食費の額の設定にあたって、この月額4,500円を目安とする。

#### 【アレルギー除去食など特別食の取扱い】

徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はない。なお、調理に係る人件費は、食材料費には当たらない。

#### 【副食費に含まれるものについて】

おやつや牛乳、お茶代は副食費に含む。調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費は、副食費ではなく、基本分単価等に含む。

#### 【副食費の減額について】

徴収額は、月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

月途中の退園や入園等の場合は、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

#### 【保護者の方への説明等について】

市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、食材料費の取扱いの変更の趣旨や上記の徴収額の考え方について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に受け付ける等の対応をお願いしたい。

## 副食費の免除対象者の考え方（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項第3号関係）

### 【基本的な考え方】

各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づき、以下の場合を除き、認定保護者から受領することができる。

- 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者（低所得世帯及び第3子以降）の副食費
- 3号認定子どもの給食費

1号・2号認定子どもの徴収免除対象者の副食費は、加算（10月から創設）により公費負担する（（4）を参照）。

### 【徴収免除対象者について】

10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおりである。

- 年収360万円未満相当世帯の子ども
- 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

#### ・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまででも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまででも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

#### ・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまででも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

## 【参考資料】 内閣府令

食事の提供に要する費用の徴収に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども・第2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外する。なお、特別利用保育は第2号認定子どもに含め、特別利用教育は第1号認定子どもに含める取扱いとする（第35条第3項及び第36条第3項による読替え）。

内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなるが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設ける。

（利用者負担額等の受領）

### 第十三条

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

三 食事の提供（**次に掲げるものを除く。**）に要する費用

イ 満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者を除く。）及びその者と同一の世帯に属する者についての市町村民税所得割合算額が七万七千七百円未満（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）にあっては、五万七千七百円未満。）であるものに対する副食の提供

ロ 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在学する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に二人以上いる場合における教育・保育給付認定保護者に係る満三歳以上教育・保育給付認定子どもであって、次に掲げるもの（イに該当するものを除く。）に対する副食の提供

(1) 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

(2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）

ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

年収約360万円  
未満相当世帯の  
子ども  
加算（告示及  
び留意事項通知  
に追加）

年収約360万円  
以上相当世帯の  
第3子以降の子ど  
も  
加算（告示及  
び留意事項通知  
に追加）

現行どおり  
保育料の一部

### (3) 第3子以降の子どもの算定基準

多子の算定基準については、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとする。

	第1号認定子ども	第2号・第3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数(別居・別生計含む)	
年収360万円相当以上	小学校第3学年修了前(同一世帯内のみ)	小学校就学前(同一世帯内のみ)

3号認定子どもの保育料の減免対象者は子ども・子育て支援法施行令第13条第1項及び第14条、1・2号認定子どもの副食費の徴収免除対象者は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項に定める予定。なお、次に該当する場合は、認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める。

保育所で特別利用保育を受ける第1号認定子ども……小学校就学前が算定基準

幼稚園で特別利用教育を受ける第2号認定子ども……小学校第3学年修了前が算定基準

なお、新制度未移行の幼稚園における副食費に係る補足給付事業の算定基準は、小学校第3学年修了前とする(後記2.参照)。

### (4) 副食費の徴収免除に関する情報の通知及び公定価格における副食費の加算

施設等利用給付事務の実務フロー(第8版)より抜粋

#### 【基本的な考え方】

10月から、徴収免除対象者に係る副食費については、加算により公費負担する(告示及び通知を改正予定)。それ以外については、各施設が保護者から直接徴収する。

居住地市町村は、各施設及び認定保護者に対し、副食費の徴収免除に関する事項(運営基準第13条第4項第3号イ又はロ)を通知する(施行規則第7条を改正予定。同条が行政機関個人情報保護法の特別規定の位置付けとなる。)

#### 【新たな公定価格上の副食費の加算の運用】

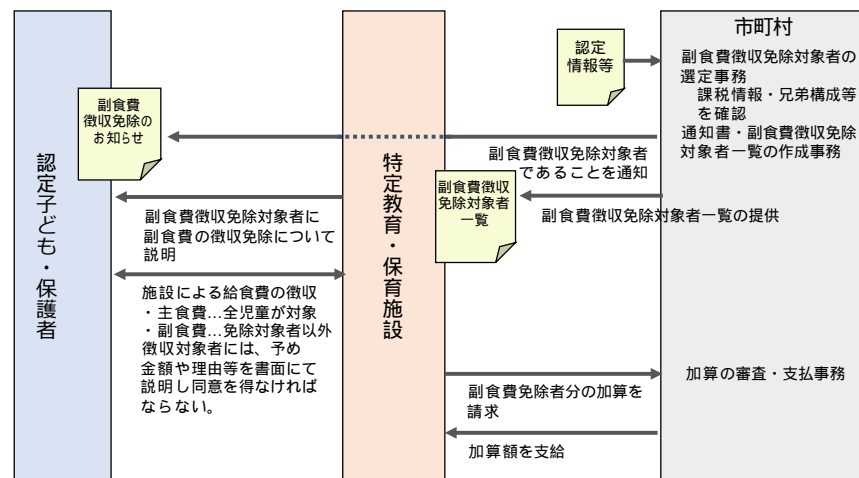
新たな加算は、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、居住地市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて計算し、請求・支給することを基本とする(告示及び通知を改正予定)。

①第1号認定子ども…月額4,500円×(当該月における給食実施日数÷基準日数)

給食実施日数は、子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。

基準日数を何日にするかは検討中

第2号認定子ども…月額4,500円



## (5) 個人番号の利用

### 【基本的な考え方】

次の理由から、副食費の免除対象者を判定する際に個人番号（マイナンバー）を利用することは、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）上の問題はない。

- ・ 今般の法改正前から、番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置付けられていること。
- ・ 各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行う仕組みとすること（施行規則第7条の改正を予定）。

（参考）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （抄）

別表第一

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
----------	---

別表第二

百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

なお、副食費の免除対象者を判定する際に個人番号を利用する場合、これらの事務に用いる電算システムについて、情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要がある（特定個人情報保護評価：PIA）。その要否については、次のとおりである。

既存の子どものための教育・保育給付の拡充と整理する場合

新たに取り扱う事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。

国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断。

新規の事務として別個実施するものと整理する場合

PIAの実施が必要。



## ( 6 ) 市町村による副食費徴収に関する支援について

副食費の徴収を施設が行うこととなった場合、滞納者が多く出れば、施設の運営にも悪影響が出る。

このため、低所得世帯への配慮として、年収360万円未満相当の世帯については、副食費を免除し、その分は給付に加算することとしている。

更に、保育所は市町村から委託を受けて保育を行っている立場であることを踏まえ、食材料費の徴収方法の変更が、なるべく円滑に実施できるよう、滞納者に対する市町村の関わり方について検討。

具体的には、以下のとおり。

### 利用調整の実施者としての立場からの関与

市町村は、児童福祉法第24条第3項に基づき、保育の必要性の認定を受けた児童について、利用者の希望を踏まえ、利用調整を行った上で、各保育所に保育を委託することとしている。このため、保護者の希望を踏まえた保育が継続的に実施されているかどうか確認する責任がある。

保護者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられる。

意思疎通や信頼関係が損なわれているとすれば、保護者の希望を踏まえた保育の実施が妨げられている状態と考えられ、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められる。このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すことになる。

### 児童手当受給者である利用者に対する、受給者からの申し出に基づく児童手当からの徴収

現行の児童手当制度においては、学校給食費等について、保護者（児童手当受給者）の申し出に基づき、市町村が児童手当から徴収することが可能とされている。（児童手当法第21条）

保育所（私立を含む）の副食費についても、この仕組みにより、保護者からの申し出があった場合には、市町村が児童手当から徴収し、当該費用に係る債権を有する者に支払うことが可能。

具体的には、例えば、保育所の利用申込みの段階で、あくまで任意のものであることを明記した上で児童手当からの徴収の申し出書を同封しておき、希望する保護者に、他の書類とともに提出していただくなどの方法や、滞納が数ヶ月続いた場合など、状況に応じて個別に地方自治体が保護者や保育所等と相談し、滞納した分に限って徴収するよう保護者に申し出ていただくなどの方法が考えられる。

実施に当たっては、児童手当担当部局との十分な連携をお願いしたい。

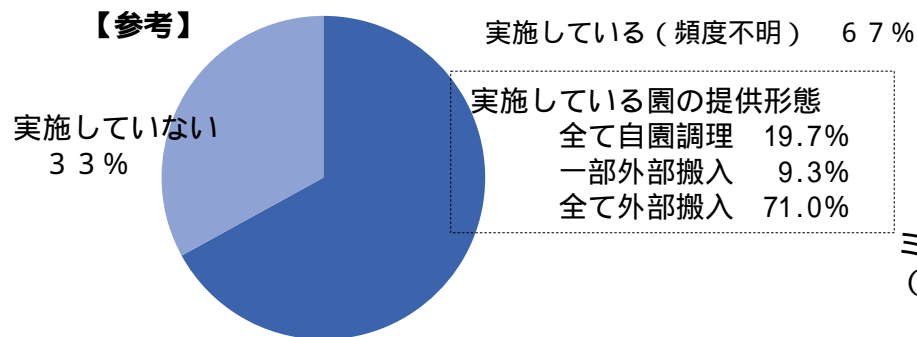
## ( 7 ) 市町村における副食費に対する配慮について

第2号認定子どもの副食費の免除対象者の範囲外で、地方単独事業により月額4,500円未満の利用者負担額を設定している市町村においては、施設が副食費を徴収することに伴い、世帯負担が増加する可能性があるため、対応にご配慮いただきたい。

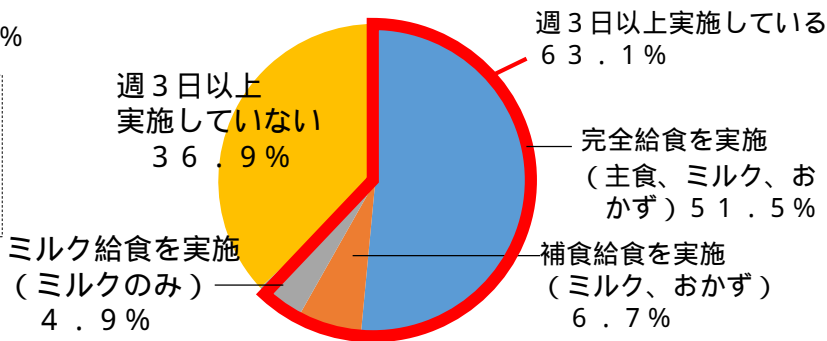
## 2. 新制度未移行園における副食材料費の負担減免について

### (1) 幼稚園における給食実施状況の確認

幼稚園では、給食の実施状況（実施の有無、自園調理（完全自園・業務委託）・外部搬入、全員対象制・希望制。）が多様。



（平成24年経営実態調査）



（平成22年学校給食実施状況等調査）

### (2) 実費徴収に係る補足給付事業の概要（事業の要件・副食費の範囲）

認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うこととする（子ども・子育て支援法第59条第3号ロ）。

本事業は地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定する。国の補助対象は次のとおり。なお、特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業が別途あるため、対象外。

- ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。

各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」が対象（月額4500円上限）。

主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

### (3) 補足給付事業の実施に係る事務スキーム

事業を実施する場合の支給方法や給付頻度については、事業者との相談の上、市町村の判断により決定可能。

実施スキームとしては、主に ~ のパターンが想定される。

新制度未移行園を対象とした施設等利用給付（旧就園奨励費補助）と同様の仕組み【園経由・償還払い】

新制度園を対象とした施設型給付（副食費に係る加算）と同様の仕組み【園経由・代理受領】

上記とは別途異なる方法を設定（例えば、補足給付事業について市町村から直接又は園経由により周知を行った後に、保護者からの申請に基づき、市町村から対象保護者又は施設に事後的に支給する方法【直接支払、直接申込・代理受領】）

### (4) 支給額の算定方法

副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする（実施要綱・FAQ等で周知予定）。

実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額）。

「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理（食材自己購入）	必要経費が明確であることから、各園で 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理（食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

#### 【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）

園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）

仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）

一律230円 給付上限月額（4,500円） / 1号認定子ども通園日数（20日） 日額平均（230円）

### (5) 第3子以降の子どもの算定基準

本事業における多子の算定基準は、旧就園奨励費と同様に、小学校第3学年修了前を基準とする。